

会議名 ニセコ町産業振興委員会

開催日 平成29年10月13日(金)	会議時間	開会 午後 19:00 閉会 午後 21:00
会議場所 ニセコ町役場議員控室	記録者	総務課財政係 長谷部翔馬
出席者 委員 竹内委員、志村委員、牧野委員、芳賀委員、澤田委員 事務局 阿部総務課長、川埜財政係長、島崎財政係主事、長谷部財政係主事、 (挨拶のみ：片山町長)		

会議日程

- (1) 委員の委嘱について
- (2) 委員長及び副委員長の選任について
- (3) 基金の運用状況について
- (4) 基金貸付利率について
- (5) 基金の貸付について
- (6) 基金の費消(補助)について
- (7) その他

会議内容

【議事】

(1) 欠員対応となっていた委員の後任として、澤田佳代子さんを委員に委嘱

(2) 委員長に竹内委員、副委員長に牧野委員を選任(前期から継続)

(3) 基金の運用状況について・・・事務局説明

(4) 基金貸付利率について・・・事務局説明

【質疑・意見】 妥当な利率といえる

【審議結果】 財政融資資金の貸付利率を基準とし、金融機関定期預金利率相場も考慮のうえ「年0.10%」をとすることについて、適当と判断する。

(5) 基金の貸付について・・・事務局説明

①借入目的 : 中央倉庫群への工場移転店舗出店に係る施設改修・移転経費  
借入申請額 : 820万円

【質疑・意見】

委員・・・これまでの札幌での経営における借入状況、直近の決算書などの資料はあるのか

事務局・・・資料を提示し説明。

委員・・・工場の機械類は。

事務局・・・札幌工場を引上げ、ニセコ工場として稼働するので、基本、札幌工場

の機械を運び込む。一部は今回の貸付金対象経費で購入する。

委員・・・保証人の情報、申請者との関係は。

事務局・・・予定している保証人2名について説明。

委員・・・中央倉庫群の活用という面で町の施策として良いと思うが、貸付にあたっての条件である償還確実性について、より高められるよう対応したほうがよいのでは。

事務局・・・申請者と確認する。

委員・・・新規雇用はどうか。雇用効果も期待できるのであれば、より貸付事業として好ましいのでは。

事務局・・・当面、札幌工場のスタッフ体制と同様と聞いている。事業が軌道にのり、生産台数等が増えてくれば新規雇用もあり得る。

【審議結果】より償還確実性を高めるための措置を図ることが好ましく、そのうえでの貸付にあっては、適格と判断する。

②借入目的：カフェ開店に係る整備経費・当初運転資金

借入申請額：400万円

【質疑・意見】

委員・・・長年かけて手作りで整備してきているとのことだが、これまでの事業資金について借入等はあるのか

事務局・・・無いと聞いている。

委員・・・カフェ周辺に今後自然体験フィールドを整備とあるが、その部分で入場料等の収入があるのか。

事務局・・・カフェ開店後、平成31年ごろからカフェ周辺の整備にかかると聞いている。入場料等は未定。

委員・・・調理等の経験、事業経営の経験は。

事務局・・・申請者からの聞き取り内容を説明

委員・・・保証人の情報、申請者との関係は。

事務局・・・予定している保証人2名について説明。

委員・・・事業スケジュールは確実か。

事務局・・・これまで時間をかけて自分たちで環境整備をしてきたセルフビルドが本申請事業の特徴。そのため事業スケジュールが流動的になりやすい面はある。その点を確認するため、本件はスケジュール表をつけていただいている。

委員・・・貸付対象経費のうち、レジスターや焙煎機は今すぐに必要なのか。スケジュール表やオープン予定から見ると、当初運転資金同様にもう少し先でも良いものと思われる。

事業の完了（カフェオープン）時期がまだ流動的であるならば、貸付条件として十分とはいえず、また、今後の返済計画にも影響するものでもあるので、もう少し事業の進捗を見て、オープン時期がより確実

な状況になってから改めて判断すべきではないか。

【審議結果】今後の事業の進捗により、事業の完遂について具体的な目途、事業完遂の  
確実性を説明できる段階において、改めて貸付の可否を審議すべきと判断  
する。

(6) 基金の費消（補助）について・・・事務局説明

補助目的：カフェ開店に係る整備経費 ※上記（5）②同事業で什器備品費を対象  
補助申請額：70万円

【質疑・意見】、【審議結果】上記（5）②同様

(7) その他

基金の補助要件等について、事務局・委員で意見交換。

委員・・・制度上、補助だけの申請は可能か。また他の補助金との併用は。

事務局・・・産業振興基金の貸付または補助のみの申請は可。また貸付と補助の併用  
も可。ただし、基金補助と他の補助金（町補助や国補助）との併用（補  
助金の重複交付）は不可としている。